

資料編

資料1 策定経過

- 1 策定体制
- 2 策定に係る会議等の開催
- 3 環境審議会答申

資料2 市民参加

- 1 かわごえ環境ネットからの提言
- 2 パブリックコメント

資料3 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

資料4 都市公園の種別

用語解説

資料 1 策定経過

1 策定体制

■川越市環境推進会議

委員長	環境部長
副委員長	総合政策部長
委員	総務部長
委員	財政部長
委員	市民部長
委員	文化スポーツ部長
委員	福祉部長
委員	こども未来部長
委員	保健医療部長
委員	産業観光部長
委員	都市計画部長
委員	建設部長
委員	上下水道局長
委員	教育総務部長
委員	学校教育部長
委員	農業委員会事務局長
委員	消防局長

■川越市環境推進会議幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事	秘書室長
幹事	政策企画課長
幹事	社会資本マネジメント課長
幹事	行政改革推進課長
幹事	総務課長
幹事	財政課長
幹事	管財課長
幹事	地域づくり推進課長
幹事	防犯・交通安全課長
幹事	文化芸術振興課長
幹事	福祉推進課長
幹事	保健医療推進課長
幹事	保健総務課長
幹事	環境対策課長
幹事	産業廃棄物指導課長
幹事	資源循環推進課長
幹事	収集管理課長
幹事	環境施設課長
幹事	産業振興課長
幹事	農政課長
幹事	都市計画課長
幹事	都市景観課長
幹事	都市整備課長
幹事	交通政策課長
幹事	公園整備課長
幹事	建設管理課長
幹事	総務企画課長
幹事	地域教育支援課長
幹事	文化財保護課長
幹事	学校管理課長

■調査研究会

会 員	防災危機管理室
会 員	政策企画課
会 員	社会資本マネジメント課
会 員	管財課
会 員	防犯・交通安全課
会 員	国際文化交流課
会 員	こども育成課
会 員	保育課
会 員	保健予防課
会 員	食品・環境衛生課
会 員	衛生検査課
会 員	健康管理課
会 員	健康づくり支援課
会 員	環境対策課
会 員	産業廃棄物指導課
会 員	資源循環推進課
会 員	収集管理課
会 員	環境施設課
会 員	産業振興課
会 員	農政課
会 員	観光課
会 員	都市計画課
会 員	都市景観課
会 員	都市整備課
会 員	交通政策課
会 員	公園整備課
会 員	建築指導課
会 員	道路街路課
会 員	道路環境整備課
会 員	河川課
会 員	建築住宅課
会 員	総務企画課
会 員	財務課
会 員	事業計画課
会 員	水道課

会 員	下水道課
会 員	上下水道管理センター
会 員	教育財務課
会 員	文化財保護課
会 員	博物館
会 員	教育指導課
会 員	学校給食課
会 員	教育センター
会 員	農業委員会事務局
事 務 局	環境政策課

■川越市環境審議会（第16期 令和7(2025)年3月1日～令和9(2027)年2月28日）

会長： 小瀬 博之

副会長： 宮崎 千鶴

※令和8(2026)年2月20日時点。敬称略

種別	氏名	備考
1号委員： 学識経験者	こじま よういち 小島 洋一	市議会議員
	くらしま まさし 倉嶋 真史	市議会議員
	すどう なおき 須藤 直樹	市議会議員
	すずき けんいちろう 鈴木 謙一郎	市議会議員
	うしくぼ ひさし 牛窪 喜史	市議会議員
	いけはま あけみ 池浜 あけみ	市議会議員
	たかはし つよし 高橋 剛	市議会議員
	こ せ ひろゆき 小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授
	のぐち まみ 野口 真美	消費生活相談員
2号委員： 公募による者	もりやま ひろみつ 森山 浩光	公募
	いしい ゆうこ 石井 優子	公募
3号委員： 関係団体の代表者	はくた ただし 白田 正至	かわごえ環境推進員協議会
	さいとう まさみ 齊藤 正身	川越市医師会
	すずき たかひろ 鈴木 崇弘	川越環境保全連絡協議会
	ますだ ともひさ 増田 知久	かわごえ環境ネット
	みやおか ひろし 宮岡 寛	川越市自治会連合会
	みやざき ちづる 宮崎 千鶴	川越市女性団体連絡協議会
4号委員： 関係行政機関の職員	ほりぐち こうじ 堀口 浩二	埼玉県西部環境管理事務所

2 策定に係る会議等の開催

令和6(2024)年度

- | | |
|-----------|----|
| ・川越市環境審議会 | 1回 |
| ・調査研究会 | 随時 |

令和7(2025)年度

- | | |
|----------------|----|
| ・川越市環境審議会 | 5回 |
| ・川越市都市計画審議会 | 1回 |
| ・川越市環境推進会議 | 3回 |
| ・川越市環境推進会議 幹事会 | 2回 |
| ・調査研究会 | 随時 |



市長から審議会正副会長へ諮問



審議会の様子



審議会正副会長から市長へ答申

■計画策定の経過

年月日	会議等	主な実施内容・検討事項
令和 6(2024)年 8 月 30 日～9 月 17 日	アンケート調査の実施	18 歳以上の市民 2,000 人 市内 300 事業所
令和 7(2025)年 3 月 27 日	令和 6 年度第 2 回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画の策定 について
7 月 18 日	令和 7 年度第 1 回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第 1 ～4 章について
8 月 7 日	令和 7 年度第 2 回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第 5 章について
9 月 30 日	令和 7 年度第 3 回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第 6 ～9 章について
10 月 22 日	令和 7 年度第 4 回 川越市環境審議会	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画 第 10 章～資料編及び総括について
11 月 5 日～12 月 4 日	パブリックコメント	(仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画に対す るパブリックコメントの実施
令和 8(2026)年 1 月 30 日	令和 7 年度第 5 回 川越市環境審議会	パブリックコメントの結果について (仮称)第四次川越市環境基本計画及 び第二次川越市緑の基本計画につい て
2 月 20 日	答申	市長への答申

3 環境審議会答申

川 環 審 第 9 号
令和8年2月20日

川越市長 森 田 初 恵 様

川越市環境審議会
会長 小 瀬 博 之

第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画
の策定について(答申)

令和7年7月18日付け川環政第167号で諮問のあった「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定」に関して、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

はじめに

(環境基本計画について)

本市では、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を制定し、平成28年3月には「第三次川越市環境基本計画」を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきた。

世界は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しており、これに対応すべく、国は令和6年5月に「第六次環境基本計画」を策定したところである。同計画では国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられ、その実現に向けてカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー(循環経済)、ネイチャーポジティブ(自然再興)の総合的実現など、経済社会システムの変革と環境の質を上げることによって「循環共生型社会」を実現していくことが重要であるとしている。

(緑の基本計画について)

また、本市は、平成28年3月に「川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を策定し、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきたが、都市化の進展や市民のライフスタイルの変化とともに、本市における緑は減少の一途を辿っている。

このような中、国は令和6年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を策定したところである。同方針では「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、ウェルビーイングが実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿とし、環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた取組を計画的に進めていくことが重要であるとしている。

当審議会では、令和7年7月18日、市長より「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について」の諮問を受け、延べ5回にわたり慎重に審議を重ねてきた。

ここに審議の結果を次のとおりまとめたので、この答申の趣旨と国内外の環境政策の動向を踏まえ、「第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画」を策定し、本市の良好な環境の保全・創造と、緑地の保全及び緑化の推進をさらに進めていくことを期待する。

1 計画全般について

- 川越市の環境に関するアンケート調査結果やパブリックコメント等、市民意見を考慮した計画とすること。
- 文章等の表現については、市民や事業者に分かりやすい表現とすること。
- 本文中の図表については、見やすいものとする。
- 指標については、適切なものを掲げ、指標と取組との関係を明らかにし、できる限り具体的な目標値を設定すること。

2 第四次川越市環境基本計画について

- 望ましい環境像「みんなでつくる自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現に向けて、実効性のある施策を展開していくこと。
- 近年、喫緊の課題とされている気候変動、プラスチックごみ問題、生物多様性の損失といった環境問題は他の分野と相互に深く関連していることから、環境施策のみならず、防災・減災、まちづくり、産業振興、観光などあらゆる分野において施策を横断的に推進し、良好な環境を創造すること。
- 特に上記で挙げた気候変動やプラスチックごみ問題、生物多様性の損失に関する対策については、国内外の動向を踏まえ積極的に推進すること。
- 各施策の推進により環境指標の目標値達成を目指すこと。特に、今後10年間に重点的に取り組む必要性のあるものとして、5つの重点プロジェクトが設定されており、これらの取組を着実に推進すること。

3 第二次川越市緑の基本計画について

- 望ましい緑の将来像「みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越」の実現に向けて、実効性のある施策を展開していくこと。
- 緑の保全・創出は、近年喫緊の課題とされている気候変動や生物多様性の損失、防災・減災等の社会課題の解決にもつながることから、まちづくり、協働などの分野において施策を横断的に推進すること。
- 本市では、土地の改変により緑の総量が減少している。今後もこういった状況が続くと考えられることから、緑地を保全し緑の減少を抑えるとともに、緑地の整備や緑化を推進し緑を創出するなど、量・質の向上について具体的な方針・施策を示し、積極的に推進すること。
- 各施策の推進により緑の指標の目標値達成を目指すこと。特に、今後10年間に重点的に取り組む必要性のあるものとして、4つの重点プロジェクトが設定されており、これらの取組を着実に推進すること。

4 川越市生物多様性地域戦略について

- 本市の豊かな自然環境の保全に一層取り組むとともに、これらを活用した持続可能で魅力的な地域づくりを推進すること。
- 特に本市を特徴づける農地や樹林地、社寺林、希少な生き物などについては継続的な保全・保護に努めること。

5 第二次川越市環境教育等行動計画について

- 環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援など、自発的な参加による活動を支援すること。
- 環境保全活動に係る担い手の育成に取り組むこと。
- これまで以上に市民、事業者及び民間団体の幅広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信を進め、協働による活動を促進すること。

6 計画の推進・実効性の確保について

- 各委員や市民の意見・要望を尊重しながら計画内容を着実に達成できるよう努めるとともに、環境問題に関する社会情勢の変化や国内外の動向を鑑み、計画の見直し等の対応を適切かつ柔軟に行うこと。
- 市の広報紙やホームページだけではなく、SNSや出前講座を活用するなど、多様な媒体・機会をとおして計画の内容をわかりやすく周知し、市民、事業者及び民間団体との協働を推進すること。
- 小中学生をはじめとする、川越市の将来を担うこどもたちにも分かりやすいような周知を行うこと。
- 環境施策に関連する事業予算の確保に努めること。
- 環境施策の推進にあたっては、環境部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携して柔軟にかつ迅速に取り組むこと。

資料 2 市民参加

1 かわごえ環境ネットからの提言

令和6(2024)年6月26日受領

第四次川越市環境基本計画策定に向けた提言

かわごえ環境ネット
理事長 小瀬博之

環境の変化が深刻になる中、世界的には気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催され、日本でも2020年10月に菅義偉総理大臣が2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。持続可能な生産と経済の体制を早期に実現すべく、GXリーグ基本構想(経済産業省)、みどりの食料システム戦略(農林水産省)、第六次生物多様性国家戦略(環境省)などの国家的なプロジェクトが動き出しています。先進的な取り組みを実現している地方自治体も増えています。川越市でも2021年5月には川合善明市長が「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明しました。2025年に策定される予定の第四次川越市環境基本計画は、こうした流れの中で野心的で責任ある中身を示さねばなりません。

そこで、かわごえ環境ネットでは2023年8月から2024年3月にかけて、第四次川越市環境基本計画策定に向けた意見交換会を計9回、20名のメンバーで開催してきました。その結果を「第四次川越市環境基本計画の策定に向けた川越市への提言」として提出いたします。川越市には、この内容を考慮したうえで第四次川越市環境基本計画を作成していただくことを要望いたします。以下に、本提言の趣旨および重点項目を簡潔に記します。環境目標、大施策、中施策をチャートで表わした施策体系案を別添いたしますが、以下の記述では大施策各項目との関連も指示いたします。

【脱炭素宣言の責任ある実行計画および実行体制】

脱炭素の目標となる2050年までに残された期間は約25年です。この間に目標を実現するのは容易ではない上に、わずか6年後の2030年までの進捗度合が目標達成の成否を左右すると言われています。第四次環境基本計画がどの程度野心的な目標を掲げ、実効性のある計画と体制を示せるかという点に、川越市における目標達成の見通しがかかっていると言えます。市長と行政の真剣さが今こそ問われる、まさに中心課題です。

(施策体系案:大施策1)

【温暖化への適応策のみならず緩和策を】

川越市のみならず埼玉県中心部では、他地域よりも急速に温暖化が進んでいます。熊谷地方気象台の年平均気温は、1900年から2020年にかけて2.5℃上昇しています。その一因は、土地利用の変化によるヒートアイランド現象の影響でもあるでしょう。2023年夏の日中の川越市中心部の猛暑が命に関わるレベルに達していたという事実は、記憶に新しいところです。このまま

は子ども、高齢者を含む弱者が夏の日中に外出することが不可能になるだけでなく、観光客も減少するでしょうし、熱中症で倒れる観光客も出てくるでしょう。そうなってしまえば観光業をはじめとする経済にも悪影響が及びます。

暑さ対策として、学校校舎等へのエアコン設置が進んでいます。しかし断熱材の敷設を合わせて行っていないため、エネルギーの無駄を生んでいるだけでなく、建物の冷却効果も不十分にとどまっています。温暖化への適応策は費用対効果を重視して実施してください。

適応策と同時に、かわごえ環境ネットは温暖化の緩和策を実施することを要望いたします。緩和策にもさまざまありえる中、下に述べるように川越市において最重要なのが緑地、湿地、湧水、田畑の減少を食い止めることです。そのために市税や補助金等のあらゆる制度的な手段を用い、緑地面積の回復、私有地の緑化促進、アスファルト・コンクリート除去、生産緑地も含めた田畑の維持、田畑に従事する農業者の確保等を強力に推し進めてください。

(施策体系案：大施策1、6、7)

【緑地、湿地、田畑面積の確保】

川越市の脱炭素および気温上昇対策において、さらに言えば水害等の災害対策において、最重要なのが、雑木林をはじめとした緑地、湿地、湧水、田畑の面積を確保することです。

現状では、これらの土地の面積は長期的に見て減少傾向にあります。2022年の樹林地は317haですが、1996年からの26年間、年平均8haの勢いで減少しています(出典：統計かわごえ)。最大で計11箇所あった市民の森も1998年以降相次いで計6箇所19,359㎡が指定解除となり、現在では計5箇所40,168㎡のみとなりました(環境政策課提供資料による)。それと並行して、2000年から2018年の間に田畑は約15%減少する一方で、宅地面積は約25%も増加し川越市の面積の30%以上を占めるようになっていきます(出典：統計かわごえ)。こうした土地利用状況の変化によってヒートアイランド現象が加速しています。

河川改修や貯水施設の設置は進んでいるものの、土地利用の変化に伴って土壌の保水・遊水機能が失われ、近年増加傾向にある短時間強雨時に処理能力を超える雨水が流れ込むことで洪水・内水氾濫の被害が頻発・激甚化する可能性が高まっています。一例を挙げると、新河岸川流域の水収支は蒸発量散32%、河川流出量43%、地下水涵養24%ですが、地下水涵養の割合を年間降雨量の3分の1(33%)に引き上げるべきであると「新河岸川流域水循環マスタープラン」には明記されています。新河岸川流域の中でも、川越市を含む不老川ブロックの涵養割合は17%とさらに低くなっています。市民の「水循環」の認知度が低いことも課題です。

緑地や河川や田畑は日差しを吸収し、地表と地下の間の水分の交流を促すことで、暑熱を和らげてくれます。それに対してコンクリートやアスファルトは日差しを照り返し、地表付近の気温を上げています。また、雑木林や緑地や田畑の減少により内水氾濫などの水害のリスクが増大しています。今後、住宅地の排水設備容量を上回る豪雨の発生確率が増大すると予想されている中、緑地や田畑の面積を確保しておくことは死活的に重要です。

相続によって緑地が失われている現状がありますが、その税負担を軽減するための施策の充実を要望します。

(施策体系案：大施策1、5、6、7)

【生物多様性の保全・回復】

現在、川越市では急速に生物多様性が減少しています。正確な数値を出すことが困難なのですが、このこと自体が問題です。第三次環境基本計画には川越市版レッドデータブックの作成が盛り込まれているにもかかわらず、いまだ着手されているようには見えません。

川越から姿を消した生物種の正確な数値を出すことはできませんが、多様な生物種の生息地が減少していることは確実に言えます。それは、上記のように樹林地、湿地、湧水、田畑の減少であり、宅地やコンクリート建造物の増大に他なりません。第三次環境基本計画で掲げた「武蔵野の面影を残す緑の保全」という目標を達成するための実行体制が形成されていないだけでなく、その不作為に対する責任もあいまいにされています。最優先事項として、川越市の生物多様性の約50%が保全されている(仮称)川越市森林公園計画地における緑地の持続可能な確保に向けた施策及び体制強化を強く要望いたします。

生物多様性の減少は、緑地、湿地、湧水、田畑等の減少と相関しています。緑地なしでは多様な生物も存続できません。これらの環境の確保が生物多様性の保全につながり、生物多様性の保全のための対策が環境の維持を可能にします。この観点からも、川越市にとって緑地、湿地、湧水、田畑等の保全は際立った重要性を帯びています。

(施策体系案：大施策3、4、5、6、7)

【環境のためにも農業振興】

既述の通り、温暖化対策、水害リスク軽減といった観点においても田畑の果たす役割は重要です。しかし第一義的には田畑は、市民の食糧確保という本来の意味において欠かせません。食料生産・流通を全体として見たときに出す二酸化炭素排出量を「カーボンフットプリント」と言いますが、脱炭素を実現するためにはこの値を極力低下させる必要があります。それは、環境に配慮した農業と地産地消を通じて実現しますが、そのためには何よりも農業従事者の確保が欠かせません。学校給食の地場産化・有機化、市民の農業参加の促進等の施策を取り入れて、農業振興の優先順位を早急に上げる必要があります。

(施策体系案：大施策3、7)

【最優先課題は緑地、湿地、湧水、田畑を守ること】

以上、行政とともに川越市の自然環境を20年にわたって観察してきたかわごえ環境ネットの知見に基づき、第四次環境基本計画策定に際して提言を提出する趣旨および重点項目について説明して参りました。要するに、脱炭素においても、生物多様性保全においても、自然災害予防においても共通する最重要課題は、緑地、湿地、湧水、田畑の減少を食い止めることこの点にあります。化学物質などの環境リスク対策や、歴史や文化と調和した形での環境政策など、これまでの努力の継承も重要です。こうした従来の課題を維持しつつも、目下の大目標に向けて大胆に、市民・事業者・行政の総力を結集する体制づくりをお願いいたします。川合善明市長および行政担当者の責任ある対応を求めます。

(施策体系案：大施策1、2、3、4、5、6、7、8)

望ましい環境像(案)

豊かな自然を未来につなぐまち

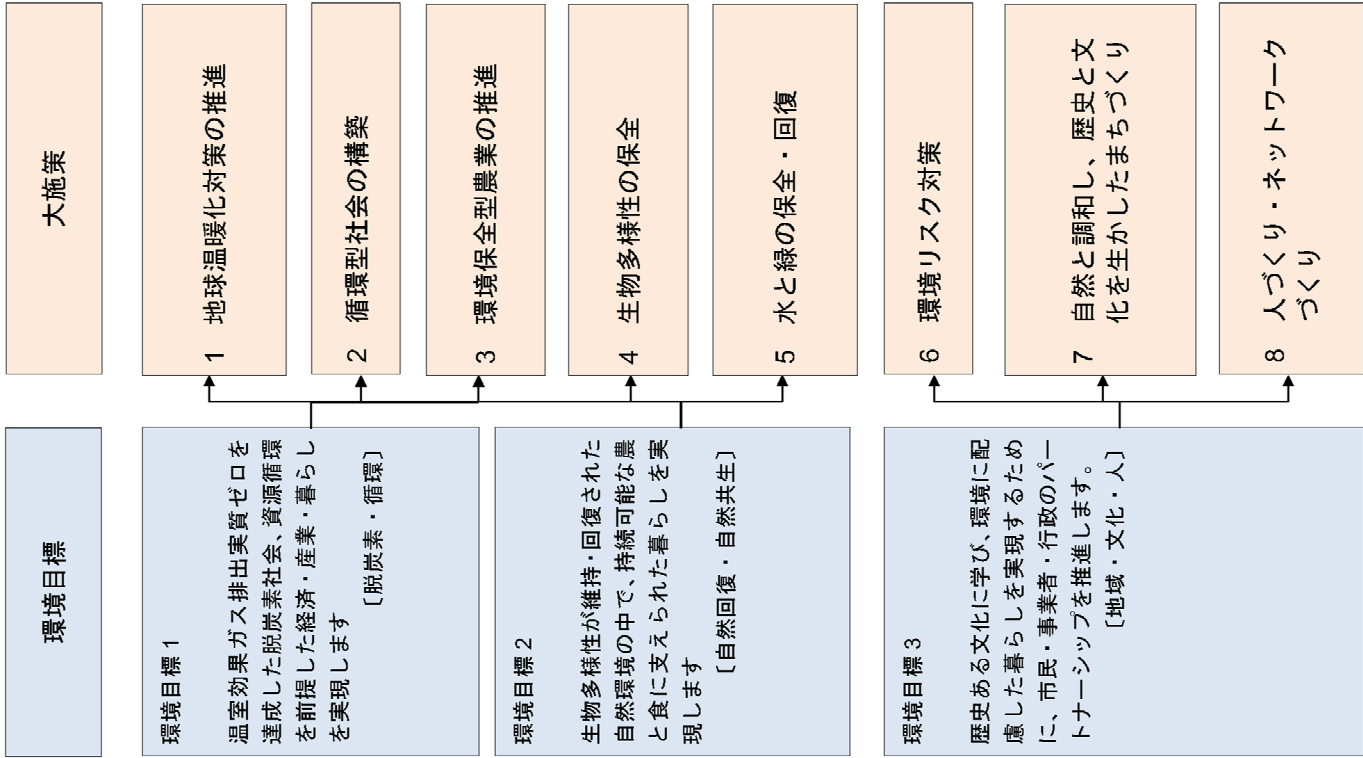
環境目標(案)

- 環境目標1: 温室効果ガス排出実質ゼロを達成した脱炭素社会、資源循環を前提とした経済・産業・暮らしを実現します。〔脱炭素・循環〕
- 環境目標2: 生物多様性が維持・回復された自然環境の中で、持続可能な農と食に支えられた暮らしを実現します。〔自然回復・自然共生〕
- 環境目標3: 歴史ある文化に学び、環境に配慮した暮らしを実現するために、市民・事業者・行政のパートナーシップを推進します。〔地域・文化・人〕

施策体系(案)

1. 地球温暖化対策の推進(環境目標1)
2. 循環型社会の構築(環境目標1)
3. 環境保全型農業の推進(環境目標1,2)
4. 生物多様性の保全(環境目標2)
5. 水と緑の保全・回復(環境目標2)
6. 環境リスク対策(環境目標3)
7. 自然と調和し歴史と文化を生かしたまちづくり(環境目標3)
8. 人づくり・ネットワークづくり(環境目標 3)

豊かな自然を未来につなぐまち



中施策・(一部) 小施策	
1-1 社会・経済の脱炭素化 (気候変動の緩和策)	1-1-1 建築・モビリティ・産業のゼロエミッション化
1-2 気候変動の適応策	1-2-1 再生可能エネルギーの推進
1-3 地球温暖化対策の普及・啓発	1-3-1 地球温暖化対策の普及・啓発
2-1 持続可能な資源循環の推進 (有機性廃棄物、プラスチックの再資源化)	2-1-1 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築
2-2 循環型社会の構築	2-2-1 循環経済 (サーキュラーエコノミー) の推進
3-1 環境にやさしい農業の推進	3-1-1 「オーガニックビレッジ」の宣言および実現
3-2 農業の持続可能性の確保	3-2-1 農地保全と市民参加の促進
4-1 生物多様性に関する調査、普及・啓発	4-1-1 生き物の生息・生育空間の保全と創出
4-2 野生生物の適切な保護管理と外来種対策	4-2-1 「生物多様性のための 30by30 アライアンス」への参加
5-1 武蔵野の面影を残す緑の保全・回復	5-1-1 多様な緑の創出・育成
5-2 水と緑の保全・回復	5-2-1 湧水地の調査及び環境整備等 (湧水の復活)
6-1 大気汚染対策、アスベスト対策、騒音・振動・悪臭等の対策	6-1-1 化学物質対策、ダイオキシン類対策、放射性物質対策
6-2 環境リスク対策	6-2-1 気象災害対策の充実
7-1 自然と調和し、歴史と文化を生かしたまちづくり	7-1-1 環境に配慮したまちづくりの推進
7-2 自然と調和し、歴史と文化を生かしたまちづくり	7-2-1 歴史的町並みの保存・整備
7-3 自然と調和し、歴史と文化を生かしたまちづくり	7-3-1 史跡と文化財の保存と活用
8-1 人づくり・ネットワークづくり	8-1-1 景観に配慮したまちづくり
8-2 人づくり・ネットワークづくり	8-2-1 環境に配慮した観光の推進
8-3 人づくり・ネットワークづくり	8-3-1 徒歩・自転車の利用促進
8-4 人づくり・ネットワークづくり	8-4-1 自転車ネットワークの推進

2 パブリックコメント

令和7(2025)年11月5日から12月4日にかけて、「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画」(原案)に対する意見募集を行ったところ、6名から26件の意見が寄せられました。項目別の意見数を以下に示します。

■意見一覧

共通	計画全体に関すること	5 件
	進行管理に関すること	3 件
	啓発に関すること	3 件
第四次 川越市環境 基本計画	望ましい環境像に関すること	1 件
	環境目標 1 「脱炭素社会の実現」に関すること	1 件
	環境目標 3 「生物多様性の保全」に関すること	10 件
	重点プロジェクトに関すること	1 件
第二次 川越市緑の 基本計画	計画の目標・方針に関すること	1 件
	地区別計画に関すること	1 件
合計		26 件

資料3 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成18年9月25日
条例第36号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本方針等(第9条—第12条)

第3章 環境の保全に関する施策(第13条—第27条)

第4章 地球環境保全の推進(第28条—第30条)

第5章 川越市環境審議会(第31条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な環境の創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

1 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

2 地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。

3 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

4 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。

5 市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第三十一条第一項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第20条 市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第22条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第23条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(環境管理等)

第26条 市は、自らが環境管理(環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)及び環境監査(環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。)を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第28条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)

第29条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新エネルギーの活用)

第30条 市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 川越市環境審議会

(川越市環境審議会)

第31条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、川越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による者

(3) 関係団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項及び第三十一条並びに次項の規定は、平成十八年十一月一日から施行する。

2 川越市環境審議会条例(平成六年条例第十八号)は、廃止する。

資料4 都市公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位
出典: 都市公園の種類(国土交通省)

用語解説

アルファベット

AI(エーアイ)	人工知能「Artificial Intelligence」の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。テキスト、画像、音声などを自律的に生成できる生成AI などがある。
BCP(ビーシーピー)	「Business Continuity Plan」の略称で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
BOD (ビーオーディー)	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。BOD が大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになる。
CSR (シーエスアール)	「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業の社会的責任のこと。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。
DX(ディーエックス)	「Digital Transformation」の略称。デジタル技術を活用して生活やビジネスを変革すること。
Eco-DRR(エコ・ディーアールアール)	「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction」の略称で、土地の生き物や環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取組・考え方のこと。
ESD(イーエスディー)	「Education for Sustainable Development」の略称で、持続可能な開発のための教育のこと。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。
ESG(イーエスジー)投資	財務情報だけでなく、企業の環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に関する情報(非財務情報)を考慮した投資を行うこと。投資家・金融機関が企業価値を中長期的に評価することができ、企業および経済社会の持続的成長につながると期待されている。
ICT(アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略称で、コンピュータやインターネット、スマートフォンなどの情報技術と、電話や通信ネットワークなどの通信技術を組み合わせたもののこと。
IoT(アイオーティー)	従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(住宅、車、家電製品など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
ISO(アイエスオー)14001	国際標準化機構(ISO)が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。
J-クレジット	カーボンクレジットの一種で、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する日本独自の制度のこと。

Park-PFI(パーク・ピーエフアイ)制度	都市公園内にカフェや売店などの収益施設を民間事業者が設置・運営し、その収益の一部を使って公園施設の整備・管理を行う制度のこと。
PFAS(ピーファス)	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。PFASの中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されており、これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められている。
PM2.5(微小粒子状物質)	直径 2.5 μm (マイクロメートル: μm =100 万分の 1m)以下の微粒子のこと。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや肺がんなどの影響が懸念されている。
PPA モデル	「Power Purchase Agreement(電力購入契約)」の略称で、太陽光発電設備の無償設置というビジネスモデルで、需要家が提供する敷地に発電設備を設置し、発電された電力を需要家が購入する仕組みのこと。
SDGs(エスディー・ジーズ)	「Sustainable Development Goals」の略称。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。
VOC(バイオーシー)	揮発性有機化合物のこと。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。
ZEB(ゼブ)	「Net Zero Energy Building」の略称。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した建築物のこと。
ZEH(ゼッチ)	「Net Zero Energy House」の略称。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとすることを目指した住宅のこと。

あ行

アスベスト	アスベスト(石綿)は天然の鉱物繊維のことで、丈夫で変化しにくい特性から建材や工業製品に広く使用されていた。しかし、発がん性が問題となり、国では平成 18(2006)年に全面禁止されている。アスベストが使われている古い建物の解体や改修においては、飛散防止対策として資格者による調査と適切な処理が義務付けられている。
アメニティ	快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。
一酸化炭素	主に物の不完全燃焼により発生する物質で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する。

	福を含む概念のこと。国の第六次環境基本計画が掲げる最上位の目的として記載されている。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムの一つで、企業や団体が実施する環境に配慮した取組を見える化し、第三者機関が認証・登録する日本独自の制度のこと。
エコストア・エコオフィス	川越市内で簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っているお店や事業所を市が認定する制度のこと。 2年ごとの更新時に一定の基準を満たしていれば、通常認定より基準が高く、模範的な店舗・事業所であることを現すゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスへのステップアップが可能となる。
エコチャレンジカンパニーの広場事業	市ホームページ等を通じ、「デコ活」や事業者の地球温暖化対策に関する具体的な取組や支援制度等の情報を提供する事業のこと。
エコチャレンジスクール認定事業	ISO14001を模した学校教育プログラムのこと。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。
エコチャレンジファミリー認定事業	市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族などを「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業のこと。
エコツアー	自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光の在り方のこと。エコツーリズムやグリーンツーリズムともいう。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを生かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーションの在り方)のこと。
エコロジカル・ネットワーク	貴重な自然を保全するとともに、分断された自然をつなぎ、生き物の移動経路を確保したり、自然の働きを回復させることによって、豊かな自然を再興しようとする取組のこと。
エシカル消費	より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体例として、エコ商品や障がい者支援につながる商品を選ぶ、地元の産品を買う(地産地消)などがある。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために行う、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組のこと。
落ち葉サポーター	世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を未来に継承するため、落ち葉掃きなどの活動を支援するボランティアのこと。
オルソ画像	空中写真の歪みを正射投影により補正した画像のこと。

か行

カーボンクレジット	企業や個人が温室効果ガス(CO ₂ など)を削減・吸収した量を「クレジット(証書)」として認証・売買できる仕組みのこと。J-クレジットやJCM(二国間クレジット制度)などがある。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
河岸林	洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林のこと。
河川区域	河川法が適用される区域のことで、一般に堤防と堤防に挟まれた間の区間のこと。

河川区域	河川法が適用される区域のことで、一般に堤防と堤防に挟まれた間の区間のこと。
環境アドバイザー制度	環境保全に関する有識者、環境保全活動の実践者から構成される環境アドバイザーを、地域の環境活動や学習会に講師として派遣する制度のこと。
環境学習 STATION	環境省が提供する環境教育のための情報サイトのこと。
環境基本計画	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な事項や方針を定めた計画のこと。
環境教育等行動計画	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の規定に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策を示すもの。
環境コミュニケーション	行政、市民、事業者などが、化学物質等環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。
環境保全型農業	可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みのこと。
緊急対策外来種	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種として指定されている種のこと。
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有している土地である「近郊緑地」のうち、無秩序な市街化のおそれが多い区域で、かつ、保全することによる住民の心身の健康保持、公害・災害の防止等の効果が特に高いと認められる区域を、近郊緑地保全区域として国土交通大臣が指定するもの。
くぬぎ山	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる約152haの平地林のこと。当地区の三富地域の平地林は、江戸時代に農用林としてつくられ、300年以上の間、農家による落ち葉はきや定期的な伐採更新により維持されている。
クラウドファンディング	不特定多数の人々から、インターネットを通じてNPOなどの活動主体が多くの人から寄附や投資を募ることで、事業資金を調達する仕組みのこと。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を防災・減災や、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
グリーン経営認証	環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者（トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫）に対する認証制度のこと。

グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、その土地ならではの自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
景観重要建造物	景観法に基づき指定される景観上重要な価値があると認められる建造物のこと。
景観重要樹木	景観法に基づき指定される、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木のこと。
公園美化活動制度	公園の清掃や除草、草花の植付けや樹木の刈込みなど公園の美化活動を行う団体に対し、奨励金を交付する制度のこと。
香害	化粧品や香水、柔軟仕上げ剤などに含まれる合成香料(化学物質)のにおいによって、不快感や健康への影響が生じること。
光化学オキシダント	工場や車から出る窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線を受け反応してできる酸化力の強い物質の総称。光化学オキシダントの濃度が高くなり、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなる現象は光化学スモッグと言われている。
小江戸かわごえ脱炭素宣言	川越市が脱炭素社会実現に向けて取り組むことを表明した宣言のこと。本市は国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでいくこととしている。
小江戸の知恵	何度もリサイクルしていた「着物」、物を形に合わせて持ち運びできる「風呂敷」、風呂の残り湯などを利用して夏の気温を下げる「打ち水」など江戸のエコ文化を今に伝えるエコ行動のこと。
こどもエコクラブ	こどもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブのこと。
コミュニティ道路	都市内の裏通りなどで最小限の自動車の通行を可能にしつつも速度を抑えるよう道路構造を工夫した歩行者・自動車共存の道路のこと。
昆明・モンテリオール生物多様性枠組	生物多様性に関する世界目標で、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット、その他の関連要素から構成されている。

さ行

埼玉県エコアップ認証	県が独自に設けた環境マネジメント認証制度であり、環境マネジメントに取り組み、かつ、CO ₂ 削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度のこと。
埼玉県レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。
彩の国リサイクル製品認定制度	県が独自に実施しており、主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を県知事が認定し、広報等を行うことにより、リサイクル製品の利用を促進する制度のこと。
サーキュラーエコノミー(循環経済)	廃棄することを前提にしないで、資源を循環させながら活用していくことを前提にした経済システムのこと。具体的には、再生可能な材料を使うなど、廃棄物になるべく出さない設計で、長く使える耐久性や魅力を持つものづくりを進めること。

サステナブルファッション	衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。
30by30(サーティ・バイ・サーティ)	2030 年までに地球上の陸域と海域の少なくとも 30%を保全・保護することを目指す国際的な目標のこと。
シェアサイクル、自転車シェアリング	自転車を共同で利用する仕組みのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸出や返却を行う駐輪場(ポート)を設置している。
施設緑地	「都市公園」と学校や公共施設の植栽地などが含まれる「公共施設緑地」、社寺境内地などが含まれる「民間施設緑地」のこと。
自然共生社会	豊かな自然や生物多様性の維持・回復と持続可能な利用が実現するとともに、それらがもたらす恵みを将来にわたって継承していく社会のこと。
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	国連サミットで全会一致で採択された、2030 年までに持続可能で誰一人取り残さない社会を実現するための国際的な目標・行動計画のこと。持続可能な開発目標を中核とし、2030 年までに貧困撲滅し、持続可能な未来を追求する普遍的な内容となっている。
指定管理者制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設の管理を、地方公共団体が指定する民間事業者などの法人その他の団体に委託する制度のこと。
市民花壇指定制度	公共の空地などで、多くの人が目にすることができる場所に花壇をつくり、地域住民が花壇の管理をすることを条件に、市が指定する花壇のこと。
市民緑地制度	都市内のあき地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度のこと。
重点対策外来種	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種として指定されている種のこと。
重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いと国が判断し選定されたもの。
循環共生型社会	持続可能な社会のこと。環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる社会のこと。
準公共的施設緑地	民有地で都市公園と同等の機能を果たすと評価される施設のうち、法制度の裏付けをもった緑地のことで、具体的には市民緑地がある。
上円下方墳	古墳の一種で、下段が方形、上段が円形という二段構造を持つ古墳のこと。
焼却残渣	ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣のことで、焼却灰や集じん灰の総称。
食品廃棄ゼロエリア	食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ(焼却・埋立ゼロ)を実現するエリアのこと。
浸透トレンチ	雨水を地中に浸透させるための施設のこと。
森林環境譲与税	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備やその促進に関する事業の財源として、国から都道府県や市町村に譲与される税金のこと。
ストック効果	整備された社会資本(道路・上下水道・都市公園など)が機能することによって、中長期的に得られる効果のこと。

生産緑地地区	市街化区域内において、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地のこと。
生態系被害防止外来種リスト	生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある種を国が選定しリスト化したもの。
生物環境指標	生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を用いて自然環境の動向を評価する指標のこと。
生物多様性国家戦略 2023-2030	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応しており、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と状態目標、行動目標を設定している。
生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、市内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する施策を計画的に推進していくための施策を示すもの。
世界農業遺産	世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度のこと。

た行

ダイオキシン類	極めて毒性の強い有機塩素系化合物で、ダイオキシン類対策特別措置法に定めるものとしては、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルがある。
第6の大量絶滅(時代)	人間活動によって引きこされている現在の生物の絶滅のこと。過去に地球上で起きた生物の大量絶滅は5回あったといわれており、これらの絶滅は数万年～数十万年の時間がかかっているのに対し、現在の絶滅は過去とは桁違いの速さで進んでいることが問題となっている。
地域循環共生圏	各地域が有する地域資源（自然、物質、人材、資金など）を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく緑地のこと。
地球にやさしいエコライフ	地球環境に配慮した生活様式のこと。二酸化炭素排出量の削減、ごみの減量などを目的とした行動をいう。
地上資源	化石燃料（石炭や石油、天然ガスなど）や鉱物資源などの地下資源に対して、すでに地上にある資源のこと。
低炭素電力	太陽光発電、水力発電、風力発電など化石燃料を利用せずに創出された電力を多く含む電力のこと。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。CO ₂ 排出削減を目指しながら、快適で持続可能なライフスタイルを広げることを目的としている。
デジタルサイネージ	ディスプレイやプロジェクターなどのデジタル表示機器を使って、情報や広告、案内コンテンツを配信・表示する仕組みのこと。従来の紙看板やポスターに代わる「電子的な掲示板」として、商業施設や公共施設など広い場所で利用されている。

電子マニフェスト	排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の情報を電子化し、これらの3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。
都市生活型公害	特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害のこと。

な行

ネイチャーポジティブ (自然再興)	生物多様性の損失(悪化)を反転させ、自然を回復軌道に乗せること。令和5(2023)年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
二酸化硫黄	無色、刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスともいい、硫黄分の燃焼に伴って生じる。
二酸化窒素	物の燃焼により一酸化窒素が発生し、大気中で酸化され二酸化窒素となる。高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。
ネーミングライツ	企業や団体が、公共施設やイベントなどの名称に自社名やブランド名を付ける権利を取得すること。施設側は名称使用料を得ることで運営資金や改善費用に充てられ、企業側は広告・ブランディング効果を得られる仕組みとなっている。
農業振興地域内農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が指定を行う、農業振興地域内において今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域のこと。

は行

パークアンドライド (パークアンドサイクルライド・パークアンドバスライド)	交通渋滞緩和や環境負荷軽減のため、商業施設などの指定駐車場でマイカーからバスや電車などに乗り換えて通勤、通学するシステムのこと。 パークアンドサイクルライドやパークアンドバスライドは、パークアンドライドの一種で、郊外の公共施設まで自動車アクセスし、公共施設の駐車場に駐車して、自転車(サイクル)やバスに乗り換えて目的地まで移動する方法のこと。
バイオマス発電	木材や植物残さなどのバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
パブリシティ	企業や団体などが自社の製品やサービス、取組などに関する情報をメディアに提供し、報道として取り上げてもらう広報手法のこと。
非化石証書	CO ₂ を排出する化石燃料(石炭や石油、天然ガスなど)を使用しないでつくられた電力の環境価値を証書化したもの。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼす。

ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため県が指定するもの。
ふれあい収集	高齢者や障がいのある方など、家庭ごみを自力で集積所まで持ち出すことが困難な方を対象に、自治体職員や委託事業者が戸別訪問してごみを収集する制度のこと。
平地林	平地にある森林のこと。市内のまとまった平地林は、江戸時代以降に畑地の開墾と併せて人工的に木を植えつくられている。
ポケットパーク	中高層のビル街や団地の一角につくられた小規模な公園や広場のこと。
保存樹木	緑の環境を保全するため、市街化区域内の樹木で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。
保存樹林	緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物	人工的に作られた、主に油状の化学物質のこと。化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ホルムアルデヒド	目がチカチカしたり涙が出る、鼻水が出る、のどの痛みや咳などシックハウス症候群の原因となる代表的な化学物質のこと。住宅の壁や天井、押入、床フローリングなどの合板に使用されている。

ま行

緑の基金	市内の緑化の推進及び緑地の保全を図るために積立を行う基金のこと。
緑の基本計画	「都市緑地法」第4条の規定に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進により本市全域における緑の将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示すもの。
武蔵野の落ち葉堆肥農法	火山灰土に厚く覆われ、作物が育ちにくい武蔵野台地において、多くの木を植えて平地林として育て、その落ち葉を掃き集めて堆肥にして畑に入れることで土壌を改良する伝統農法のこと。平成29年3月に日本農業遺産、令和5年7月に世界農業遺産に認定されている。

や行

優良緑地確保計画認定制度	民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度のこと。
--------------	--

ら行

緑地協定	住民相互の合意の下、市町村長の認可を受けて定める緑地の保全、緑化を図るための協定のこと。
------	--



第四次川越市環境基本計画 第二次川越市緑の基本計画
川越市生物多様性地域戦略・第二次川越市環境教育等行動計画を含む

発行年月：令和8年3月
編集・発行：川越市環境部環境政策課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
T E L：049-224-5866(直通)
F A X：049-225-9800
E-mail：kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp
(上記の★は@にお読み替えてください。)
